

令和3年度事業計画

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展し、経済の担い手である生産年齢人口の減少に伴う対策として、70歳まで働く機会の確保を企業の努力義務とする「改正高齢者雇用安定法」が4月1日から施行されました。こうした中で、生涯現役社会を実現するため、働きたいと願う高齢者の就業率を高めていくことが重要であり、この担い手であるシルバー人材センターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものとなっています。昨今の社会情勢の変化で新しい生活様式にシフトしていますが、今年度も引き続き高齢世帯の家庭支援や空き家対策、放置田（剪定・草刈り・草引き）管理等に意欲的に取り組み、また、会員の皆様に地域の実情に合った、高齢者が安心して就業ができる機会の提供と自主・自立・共働・共助の理念の基、ご理解頂きながらシルバー事業を進めてまいります。

今年度も、すべての会員が自身の健康と安全意識の向上、「安全なくして就業なし」という原点に立ち返り、事故ゼロを目指し、職域班による会員のペナルティ制度、無事故会員表彰制度も実施し、安全パトロールの強化、安全・適正就業基準を遵守しながら、安全就業に取り組んでまいります。

魅力あるシルバー人材センターを目指すためには、新規会員獲得と、新規就業分野の開拓が急務となっています。そのために、月2回の入会説明会に加え、随時、臨時入会説明会を実施し、入会の機会を拡げ、会員拡大につなげてまいります。特に女性会員の拡大と就業先拡大に重点を置き、取り組んでまいります。

今年度も公益法人として、公益性・公共性を重視し、地域社会に貢献する為に、会員によるボランティア活動と普及啓発活動を実施します。

昨年12月に福崎連絡所を移転し新しくなりました。これまでにない活用方法として会員の皆様が集える場所の提供や、発注者様からの相談・受付場所として、各種会議打ち合わせ・就業相談・講習会・入会説明会など多岐にわたり事業推進の一翼を担えればと考えております。

本年度は、以下の事業を計画いたしました。

I 公益目的事業

1. 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供

- (1) 「シルバー人材センターだより」を各戸へ配布する。 (8月、2月) 30,000部
- (2) 各町広報誌を活用する。
- (3) ホームページ <http://chuban-sc.com> を更新する。
- (4) ハローワークによる会員募集のパンフレットの展示・紹介
- (5) 会員向けに「シルバー歳時記」を毎月発行する。
- (6) SMSによる情報発信。

2. 高年齢者の就業に関する調査及び研究

- (1) 先進地シルバー人材センターの視察研修

3. 高年齢者に対する就業相談の実施

- (1) 本部事務所又事業所において常時実施する。
(2) 入会説明会時に実施する。
(3) 地区別懇談会終了後に実施する。

4. 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供

- (1) 一般家庭、企業、公共団体へ訪問等により積極的なPR活動を実施する。

5. 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係わる就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催

- (1) 安全講習会 ・剪定講習会 2回 ・草刈講習会 1回 ・安全パトロール 22回
 ・刃物研ぎ 1回
(2) 家庭支援等講習会 ・襖・障子張替講習 1回 ・料理講習 1回 ・筆耕講習会 1回
 ・メイクアップ講習会 3回
(3) 地区別懇談会 ・21会場
(4) 入会説明会 ・24回（第2・4火曜日／毎月）
(5) 地域班長会 ・1回
(6) 職域班会議 ・剪定班会議 1回 ・草刈班会議 1回
 ・剪定班長会 6回 ・草刈班長会 6回
(7) 派遣教育訓練 ・6回

6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(1) シルバー派遣事業

（公社）兵庫県シルバー人材センター協会が実施するシルバー派遣事業の実施事業所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務に係わる雇用を希望する高年齢者にシルバー派遣事業を実施する。

(2) 有料職業紹介事業

（公社）兵庫県シルバー人材センター協会が実施する有料職業紹介事業の実施事業所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務に係わる雇用を希望する高年齢者に職業紹介事業を実施する。

(3) 社会貢献活動に関する事業（ボランティア、普及啓発活動）

- (ア) 3町の公共施設等の草引き、剪定、清掃などの奉仕活動の実施
- (イ) 地域のイベント等に合わせて普及啓発活動の実施

II 法人事業

1. 定時総会の開催
 - ・日時 令和3年5月29日（土）9：00から
 - ・場所 神河町グリンデルホール
2. 理事会の開催 7回
定款第22条第3項に規定する代表理事及び常務理事の職務の執行状況の報告を含む。
3. 監事監査会の開催 2回
令和3年4月、令和3年10月（中間監査）
4. シルバーまつり開催に向けた調査・研修
5. 役職員が一体となり、会員拡大の推進、民間事業所、一般家庭及び公共団体対象に受注開拓に努める。